

議案第57号

鳥取県届出保育施設等運営事業助成条例の廃止について

次のとおり鳥取県届出保育施設等運営事業助成条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県届出保育施設等運営事業助成条例を廃止する条例

鳥取県届出保育施設等運営事業助成条例（平成13年鳥取県条例第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に交付決定された鳥取県届出保育施設等運営事業助成条例第3条の補助金については、なお従前の例による。